

学校において予防すべき感染症及び出席停止の期間の基準（平成 30 年 3 月現在）

（学校保健安全法施行規則 第 18 条 第 19 条による）

	感染症の種類	出席停止の期間の基準等	必要な書類
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS） 急性灰白髄炎（ポリオ） 中東呼吸器症候群（MERS） 特定鳥インフルエンザ（H5N1 及び H7N9）	治癒するまで	別紙 1
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	○インフルエンザ：発症した後 5 日を経過し、解熱した後 2 日（幼児にあっては、3 日）を経過するまで	別紙 2
	百日咳	○百日咳：特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	別紙 1
	麻疹（はしか）	○麻疹：解熱した後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	○流行性耳下腺炎：耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風疹	○風しん：発しんが消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）	○水痘：すべての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	○咽頭結膜熱：主要症状が消退した後 2 日を経過するまで	
結核	○結核：病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで		
髄膜炎菌性髄膜炎	○髄膜炎菌性髄膜炎：病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで		
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	別紙 1